

テスト実施の要件となるもの (第18回)

消費生活相談員から受けた化粧品に関する技術相談を紹介する。

〈相談の概要〉

ネット通販で韓国製のクリームを購入し使用したところ、アトピー性皮膚炎ぎみの肌の状態が2日ほどで良くなった。急に肌の状態が良くなったので、ステロイドが入っているのではないかと不安になった。ステロイドが入っていないか成分を調べてほしい。

〈技術相談への回答〉

化粧品であれば全成分が表示されているはずである。まず表示を見せてほしい、と伝えてパッケージを確認したところ、韓国語の表示のみであった。販売サイトを確認すると、当該品は個人輸入となっており、日本の薬機法(※)の規制外になることが判明。規制外となると、成分を調べたとしても規制がないので、例えば、使用してはいけない成分が入っている、量が多すぎる等の判断基準になるものがない。また、相談者はアトピー性皮膚炎ぎみとのことだが、単に乾燥していた肌が保湿剤によって良くなったのか、アトピー性皮膚炎がステロイドで良くなったのか、判断できない。まず、皮膚科を受診してほしい。医師が当該品に疑義があるとなれば再度相談してほしい。

〈処理結果〉

相談員から相談者に上記の旨を回答したところ、いまさら病院には行かないとのことであった。それであれば、危害が発生している状況ではないので、現時点での商品テストは難しいと伝え、相談終了となった。

今回の事例は個人輸入とは知らずに購入していた。個人輸入やお土産等であると、日本の法律の規制がかからない商品となる。特に、医薬品、医薬部外品や化粧品、健康食品等の身体への影響が出るものについては、使用するかどうかよく考えてほしい。

過去には、個人輸入で購入したほくろを除去するクリームや美白クリームで皮膚炎を発症した事例があった。医師からの情報提供や危害が発生している商品であれば、成分を検査して注意喚起することもある。今回のように危害が出ていないものについては、費用をかけて成分検査を行うかどうか慎重に検討していくことになる。

また、商品テストを実施するかどうか慎重に検討する事例として、判断基準がない商品がある。例えば、A成分を除去すると謳った浄水器を高額で購入してしまったのだが、本当にA成分を除去しているかテストしてほしい。除去されてなければ返品したい、という相談の場合、テストを実施してA成分が浄水器を通す前の水にくらべて少しでも減っていれば、当該品に問題はないとなってしまう。浄水フィルターを通すと成分が減る可能性は高くなる。このケースで返品理由になる可能性があるのは、「○○パーセント除去します」と数値等がはっきり表示されていて、それが満たされていない場合である。

このように、商品テストを実施しても良否の基準がなく判断がつかない商品の場合や、被害の拡大防止効果が得にくいと考えられる場合はテストの目的をよく検討し、最終的にはテストを実施しないと判断することもある。

※ 薬機法……医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律